

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第19条の5第1項の規定に基づき、行政処分（措置命令）を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月26日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 被命令者

- (1) 名称 山伸興業株式会社
- (2) 所在地 三重県員弁郡東員町大字筑紫字東川原1006番地
- (3) 代表者 代表取締役 山田 伸一

2 措置命令の内容

有限会社エコテック（嘉麻市下山田135番地の16）の事業場内（嘉麻市大隈字百谷11番25、11番28及び11番115並びに11番29の一部。以下同じ。）の産業廃棄物のうち、1,419.29トン を撤去し適正に処理すること。

なお、ダイオキシン類の分析未実施区画については、事前に分析を行うこと。

3 措置命令書交付日

令和5年12月27日

4 履行期限等

- (1) 着手期限：令和6年3月31日
- (2) 履行期限：令和6年8月31日
- (3) 中間履行期限：令和6年6月30日までに918トン を撤去すること。
- (4) 措置計画書の提出

上記2に係る措置を講ずるに当たっては、措置計画書を提出し、着手期限までに本職の確認を受けること。

なお、着手期限までに、講ずべき措置に着手することができない場合は、その旨を書面にて提出すること。

また、着手期限までに措置計画書の提出がない場合は、本措置命令を履行する意思がなく、措置命令を履行する見込みがないものと判断することを申し添える。

5 処分の理由

- (1) 有限会社エコテックは、有限会社エコテックの事業場内において、法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管を行い、現在も当該行為を継続している。
- (2) このため、当該産業廃棄物の飛散・流出、火災発生、水質汚濁及び崩落による生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる。
- (3) 山伸興業株式会社は、有限会社エコテックに対する産業廃棄物の処理委託において、以下のとおり委託基準に違反する委託を行った者及び産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）に係る義務について違反がある者と認められる。

ア 有限会社エコテックは、少なくとも平成27年1月以降に処理を委託された産業廃棄物について、処分及び最終処分が終了していないにもかかわらず、虚偽の記載のある管理票の写しを法第12条の3第4項又は第5項の規定に基づき山伸興業株式会社に送付している。

山伸興業株式会社が、当該虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けた場合、又は当該管理票の写しの送付を受けない場合のいずれにおいても、山伸興業株式会社は、法第12条の3第8項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第8条の29の規定に基づき速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処分の状況を把握するとともに、適切な措置を講ずべきであったにもかかわらず、これを講じていない。

イ 山伸興業株式会社が、有限会社エコテックと締結した処理委託契約について、法第12条第6項に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の2第4号イ及びホ並びに同号への規定による規則第8条の4の2第2号に規定する事項が記載されていない。

ウ 山伸興業株式会社が、平成27年6月8日から平成28年12月24日の間に法第12条の3第1項の規定に基づき交付した管理票の全部又は一部について、法第12条の3第1項に規定する事項の一部並びに規則第8条の21第1項第8号及び第9号に

規定する事項が記載されていない。

エ 山伸興業株式会社が、平成27年6月8日から平成28年12月24日の間に、法第12条の3第1項の規定に基づき交付した管理票の写しの一部を同条第2項の規定による規則第8条の21の2に定める期間保存していない。

オ したがって、法第19条の5第1項に規定する措置命令の要件に該当する。